



# 新型コロナウイルスワクチン予防接種 よくある質問にお答えします



65歳以上を対象にしたワクチン接種が5月8日から始まりました。皆さんから市に寄せられた疑問や質問を紹介します。(5月17日現在の情報です)

問い合わせ先 観音寺市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

☎0875-63-8088 ⑤0875-63-8333

(FAXは聴覚障がいがある人専用)

## Q 次回の予約開始時期はいつですか？

5月下旬から予約の受付を再開します。

A 1回目に予約できなかった人・予約しなかった人には個別に通知を郵送しました。



## Q 予約は絶対に必要ですか？

必要です。接種する場合は必ず予約してください。

A コールセンター (☎0875-63-8088) へ電話するかインターネットで予約できます。



## Q どのくらいの間隔を空けて2回目の接種を受ける必要がありますか？

ファイザー社製のワクチンでは通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。

A 1回目の接種から3週間を超えた場合は、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。2回目の接種予約は1回目の接種後、会場で受け付けします。2回目の接種は、原則として1回目の接種日の3週間後の同じ曜日、同じ会場となります。

## Q かかりつけ医で接種できるようになりますか？

A 現在は集団接種のみですが、かかりつけ医などの個別医療機関でも接種できるよう準備しています。決まり次第、個別通知や広報紙、市ホームページなどでお知らせします。



## Q 絶対に接種しなければいけませんか？

接種が強制されることはありません。同意なく接種は行われません。

A 新型コロナウイルスワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防することが期待されていますが、副反応のリスクもあります。接種するかどうかは、ワクチン接種のリスクと効果の双方を考慮して、ご自身で判断してください。

# 新型コロナウイルスワクチン予防接種

**Q** 病院に入院していますが、接種できますか？

**A** 長期間入院している人は、接種券と予診票があれば病院内で接種できるよう準備しています。今しばらくお待ちください。

**Q** 家族が高齢者施設に入所していますが、接種できますか？

**A** 高齢者施設などに入所している人は、接種券と予診票があれば施設内で接種できるよう準備しています。今しばらくお待ちください。



**Q** 本人に接種の意思が確認できない場合はどうすればいいですか？

**A** 接種には本人の接種意思の確認が必要です。意思を確認しにくい場合は家族などに協力いただき、意思確認をお願いします。接種を受ける人の同意なく接種が行われることはありません。なお、本人が接種を希望しているものの、何らかの理由で自署が困難な場合は、家族や施設職員などが代筆することも可能です。

**Q** どのような副反応が報告されていますか？

**A** ファイザー社製のワクチンでは、接種後に注射部位の痛みや腫れ、疲労、頭痛、筋肉痛、悪寒、関節痛、発熱、下痢、吐き気、嘔吐、リンパ節の腫れなどの副反応がみられることがあります。1回目接種より2回目接種の方が、頻度が高くなる症状もあります。

これらの症状の大部分は接種後数日以内に回復していますが、発熱などの症状がある人は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談した上で、受診してください。

どこに相談すればいいかわからない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談センターに連絡してください。



香川県新型コロナウイルス健康相談センター  
☎0570-087-550（土・日曜日、祝日を含む毎日24時間相談可能）  
※聴覚に障がいのある人は、香川県西讃保健所に  
FAX（0875-25-6320）で連絡してください。

# よくある質問にお答えします



**Q** 県外に住民票がありますが、現在観音寺市に単身赴任中です。観音寺市で接種できますか？

**A** 接種できます。  
住民票が観音寺市以外にある人が観音寺市で接種を希望する場合、①入院・入所中の人、②基礎疾患をもつ人が他市町村の主治医のもとで接種する場合、③災害による被害者のいずれかに該当する人以外は「住所地外接種届」の提出が必要です。届出書は市のホームページからダウンロードできます。



**【申請方法】**

郵送、窓口申請の2つの方法があります。「住所地外接種届」による申請後に市が「住所地外接種届出済証」を発行しますので、予約をした後、「接種券」と「住所地外接種届出済証」を接種会場に持ってきてください。



## 給付金情報

### 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）



下記のひとり親世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。児童扶養手当法に定める「養育者」も対象です。

- 対象 次の①～③のいずれかに該当する人
  - ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している人
  - ②公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人
  - ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限ります。
  - ③令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象者と同じ水準に下がった人

- 給付額 児童1人当たり5万円
- 手続き方法
  - ・①に該当する人は、申請不要です。
  - ・②③に該当する人は、申請が必要です。申請書は、子育て支援課や各支所窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- 受付期間  
令和4年2月28日(月)まで

問い合わせ先  
子育て支援課 ☎23-3962  
☎23-3993